

1 改正の趣旨

令和6年2月に行われた「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の一部改正を受け、国家公安委員会行政文書管理規則（平成23年国家公安委員会規則第8号）について所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

行政文書ファイル管理簿への記載により行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置（移管・廃棄）を定める際に、国立公文書館に求めることととされていた専門的技術的な助言を、保存期間が3年以下のものについては不要とする。

3 施行日

令和8年4月1日

※ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第3項の規定に基づき内閣総理大臣との協議を経た上で制定、施行

4 その他

本規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第1号（組織について定めるもの）に該当することから、意見公募手続を実施しない。

1 第5次犯罪被害者等基本計画(案)

(1) 計画案に対する意見の募集結果

- 令和7年11月5日から同月26日まで22日間募集
- 485件の意見が提出
- 事業主への理解増進に係る施策や障害のある者からの事情聴取時の配慮に係る施策を新たに追加するなど、意見を踏まえ修正

(2) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年

(3) 計画案の概要

- 過去20年にわたる取組を整理した上で、次の5つ重点課題に沿って合計307個の施策をパッケージとして盛り込み、犯罪被害者等支援を充実・強化
 - 重点課題第1 損害回復・経済的支援等への取組
 - 重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - 重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組
 - 重点課題第4 支援等のための体制整備への取組
 - 重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
- 内容・体制の両面で、全国の支援の標準化・底上げを図る
- 司令塔である警察庁の下、各府省庁が連携して、新たに施策の動向把握のための参考指標を提示

2 今後のスケジュール

3月中旬(予定)

- 第20回犯罪被害者等施策推進会議(第5次犯罪被害者等基本計画案を決定)
- 閣議(第5次犯罪被害者等基本計画を決定)

1 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価案

(1) 検証・評価の対象期間

令和3年から令和7年までに講じた被害児童の保護施策

(2) 検証・評価案の概要

- 児童買春・児童ポルノ事犯については、関係機関が連携し、被害児童の保護のための各種対策を推進している。
- 一方で、SNSに起因する児童買春・児童ポルノ事犯等に係る被害児童数は高水準で推移し、小学生が被害に遭うケースが増加傾向にある。また、生成AI技術を悪用した児童のディープフェイクポルノの被害が発生するなど、インターネット上の児童ポルノの生成・拡散等が被害児童に一層深刻な影響を与えている。そのため、広報啓発、相談体制の確保、関係機関の連携強化、児童ポルノの生成・拡散の防止や削除等への取組を講じる必要がある。

2 今後のスケジュール

3月中旬（予定） 第20回犯罪被害者等施策推進会議において検証評価を決定

公安委員会	令和7年度監察の実施状況及び	令和8年3月5日
説明資料No. 4	令和8年度監察実施計画について	長官官房

1 令和7年度監察の実施状況

(1) 適正な組織運営に向けた取組状況

ア 組織管理業務

- 昇任2年目以内かつ50歳以下の警視を対象として「組織マネジメント」、「リーダーシップ」等に関する有識者を招いた次世代リーダー育成研修を実施
- 本部長と警察署員が直接対話することができるフリートーク形式の座談会を開催し、職員の意見・要望等を組織運営に反映

イ 情報管理業務

- 監査の実施主体である情報管理担当を含む全所属に対し、監査を実施するほか、端末起動時に不適切事案防止にかかる教養資料をランダムに全画面表示し、日々注意喚起を実施

ウ 業務管理・地域

- 遠方駐在所に対する巡視の補完措置として、PⅢの映像伝送機能や業務用パソコンのウェブ会議システムを活用
- 駐在所員の配偶者等を対象に駐在所の来訪者への対応要領、安全対策等に関する研修会を開催

エ 業務管理・警備

- 個人情報への取扱いに関し、具体的な留意点を盛り込んだ資料を作成して教養するとともに、県警察独自の効果測定を実施

オ 人身安全関連事案業務

- 神奈川県警察では、参事官級（刑事総務課長）を人身安全関連事案の司令塔とし、生活安全部門と刑事部門を統合した本部対処体制を構築

カ 公安・外事部門の緻密かつ適正な捜査の推進に係る指導業務

- 警視庁では、部長捜査会議が頻繁に開催され、公安部長による実質的な指揮による組織的捜査が徹底

(2) 受傷することなく犯人等を制圧検挙するための総合対処技能向上に向けた取組状況

- 業務主管課が主体的に総合対処法訓練等の計画を策定し、実施に際して教養主管課の訓練指導者から指導を受けるなど、業務主管課と教養主管課とが緊密に連携
- 事故発生時における対応マニュアルを道場に掲示し、事故発生時の対応を明確化

2 令和8年度監察実施計画

- 監察の種類：業務監察、サービス監察
- 監察の実施項目：①警察の在るべき姿を取り戻すための取組の推進状況
②適正な業務管理の推進状況
- 監察対象部署：全ての都道府県警察
- 監察の時期：通年

1 施策の概要

昨年12月より、一定の基準に適合する民間事業者の無償の特殊詐欺対策アプリを「警察庁推奨アプリ」として認定する「特殊詐欺対策アプリに係る警察庁推奨制度」を開始。今般、2つの特殊詐欺対策アプリを初の警察庁推奨アプリに認定し、国民に広く利用を推奨していくことで、特殊詐欺等の被害防止を推進していく。

2 警察庁推奨アプリに認定する特殊詐欺対策アプリ

(1) 「詐欺対策 by NTTタウンページ」

ア アプリ提供事業者：NTTタウンページ社及びトビラシステムズ社

イ 機能

① 国際電話番号の発着信遮断・警告機能

※ Android OSの場合は、全ての国際電話番号に対して一括して発着信遮断・警告を実施し、iOSの場合は、OSの仕様上、下記の犯行利用番号及び独自調査番号に該当する国際電話番号に対して発着信遮断・警告を実施

② 警察庁提供の犯行利用番号の発着信遮断・警告機能

③ 警察庁提供の特殊詐欺等の防犯情報等の通知機能

④ 事業者が収集した独自調査番号の発着信遮断・警告機能

※ トビラシステムズ社の既存サービスのユーザー（約1,500万ユーザー）から寄せられた情報等をAI技術で解析・抽出した電話番号

⑤ 発着信時の事業者名称（ホワイトリスト）表示機能

※ NTTタウンページの事業者データベース（iタウンページ）に掲載されている約500万事業者の情報（iOSの場合は、OSの仕様上、約40万事業者の情報）

(2) 「詐欺バスター Lite」

ア アプリ提供事業者：トレンドマイクロ社

イ 機能

① 国際電話番号の発着信遮断・警告機能

※ Android OSの場合は、全ての国際電話番号に対して一括して発着信遮断・警告を実施し、iOSの場合は、OSの仕様上、下記の犯行利用番号及び独自調査番号に該当する国際電話番号に対して発着信遮断・警告を実施

② 警察庁提供の犯行利用番号の発着信遮断・警告機能

③ 警察庁提供の特殊詐欺等の防犯情報等の通知機能

④ 事業者が収集した独自調査番号の発着信遮断・警告機能

※ 国内1,000万台以上の端末で利用されるウイルスバスターのAI技術等により偽警告や詐欺SMS等から検出した電話番号や金融機関から特殊詐欺等に利用されたとして提供を受けた電話番号

3 警察庁及び都道府県警察による国民への推奨

警察庁及び都道府県警察において、各種媒体を活用するとともに、各省庁、関係団体等に推奨への協力を求め、国民運動として警察庁推奨アプリの利用促進を呼びかけていく。

公安委員会 説明資料No. 6	令和7年における通信傍受に関する 国会への報告について	令和8年3月5日 刑事局
--------------------	--------------------------------	-----------------

1 国会への年次報告等

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況について、閣議を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

※ 法務省・厚生労働省・国土交通省との共同閣議請議

2 報告内容

令和7年中は、警察において、組織的な薬物事犯11事件、組織的なけん銃事犯1事件、組織的な殺傷事犯2事件、組織的な詐欺1事件の合計15事件に関し、携帯電話を対象とする35件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、計109人を逮捕したもの。

なお、令和7年に入り、令和6年中に傍受を実施した3事件で計31人を逮捕している。

※ 令和6年中の実施状況

- ・ 実施事件～19事件
- ・ 傍受令状の発付～57件